外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて

国際的組織再編等課税問題検討会　専門部会[1]
（座長；税理士 小田嶋 清治）

はしがき　　本稿は，日本租税研究協会国際的組織再編等課税問題検討会 専門部会により作成され，平成24年４月９日の国際的組織再編等課税問題検討会において了承された検討会報告書「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」に関する講演内容（平成24年５月16日開催）をとりまとめたものである。なお，検討会報告書については，本文末尾に掲載している。

はじめに

国際的組織再編等課税問題検討会の座長を務めております税理士の小田嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は，「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」と題する報告書について，ご説明したいと思います。

まず，はじめに本報告書を作成するに至った背景や検討の経緯，本報告書の性格等全体的な事柄について私から簡単にご説明いたしまして，次に，佐々木先生から報告書の総論部分についてご説明いたします。その後，各論の諸外国の事例について，ご担当された税理士法人の先生方からご説明したいと考えております。

背景・経緯

会員の皆様には，ご承知のことと存じますが，日本租税研究協会には，法人課税委員会という機関が設置されており，その下部研究機関とし

1　本文末尾掲載の**報告書29頁**の名簿を参照。

て，法人税研究会という組織があります。その研究会の一部会として，平成22年６月に，「国際的組織再編等課税問題検討会」が設けられました。その目的は，要約すれば「企業活動のグローバル化の急速な進展に伴い，我が国企業の海外事業の再編成や国際的なＭ＆Ａが盛んに行われるようになってきているが，こうした分野における日本における課税上の取扱いが必ずしも明確でないことから，企業の事業展開にも，一部支障が生じてきている。そこで，日本企業の国際的な組織再編成や資本取引等に関する課税上の課題を中心として，調査・研究するとともに，事例の集積等を図り，もって，日本企業の実務的な取扱いの参考として情報提供を行い，税制度の透明性の確保や予測可能性の向上の観点から，行政当局との認識の共有を図っていく。」ということであります。

会員企業の皆様から，本協会に対して，外国において組織再編成が行われた場合の課税上の取扱いが明確でない，といった問題の指摘が寄せられていたと聞いております。また，平成21年２月17日には，日本公認会計士協会から，「国外における組織再編等に係る国内税法の適用関係について」と題する中間報告も出されております。

外国における組織再編成ということですので，国税当局としても，実際に，海外でどのような組織再編成が行われているのか，その国の法制はどうなっているのか，といった諸点についてそれなりに情報が集まらないと，なかなか具体的な解釈・運用指針を示すことは難しいという事情があったものと思います。

そこで，まず，民間レベルで出来る限り事例を集め，国税当局とも情報を共有しながら，問題の解決を図っていくのが近道ではないか，ということで，このような検討会ができたということであります。

本検討会は，平成22年６月に第一回会合が開催され，その後，日本公認会計士協会の租税調査会の委員であり，また本検討会の委員でもあります新日本アーンストアンドヤング税理士法人の南波洋先生から，先ほど述べた日本公認会計士協会の「中間報告」についてご説明をしていただき，また，経済産業省の委託調査をご担当された，西村あさひ法律事務所の武井一浩先生と佐藤修二先生から，「企業再編にかかる欧州の制度に関する調査」についてご説明をしていただくとともに，武井先生からは，あわせて，企業サイドの視点からどのような法令解釈が考え得るかについても，ご意見を頂戴いたしました。これらご説明いただいた内容については，すでに租税研究に掲載[2]されておりますので，ご参照下さい。

その後は，各組織再編成の本質的な要素について大まかな意見交換を行うとともに，各国の事例について税理士法人の先生方からご説明をしていただくなどして，本検討会は，一昨年末の第五回会合をもって，しばらく中断しておりました。昨年の１月以降は，10回余りにわたりまして，実例を出していただいた税理士法人の先生方を中心とする専門部会を開催し，さらには国税当局との意見交換，学者先生からのご意見を拝聴するなどをしまして，同年３月中旬に検討会報告書（案）をとりまとめ，同年４月９日に開催された本検討会において，報告書が了承された，ということであります。

組織再編成という会社法制と租税法が交錯す

2　南波洋「国外における組織再編等にかかる国内税法の適用関係について（中間報告）」租税研究2009年11月号115～130頁，
武井一浩「クロスボーダー組織再編行為に対する組織再編税制の適用」租税研究2011年１月号21～42頁，
佐藤修二「ヨーロッパにおけるＭ＆Ａ法制・税制の概要」租税研究2011年１月号43～58頁，を参照。

る難しい問題でありますが，理論的な概念整理を詰めて検討するというよりも，税実務面から実例の集積を行い，これを検討・整理していくことを優先することとし，組織再編成の税実務に詳しい税理士の方と税理士法人の先生方が中心となって，組織再編成の実例の検討・整理と大まかな考え方の整理を行うことといたしました。ただ，途中で交代された弁護士の佐藤修二先生を含め，弁護士の先生には，合間を縫って理論的な問題点の指摘を含むアドバイスを頂戴したり，外国の制度を調べていただいたりもいたしております。ご多忙の中，ご協力を賜りましたことにつきまして，先生方には，この場をお借りして，あらためて御礼申し上げます。

報告書の性格

本報告書の性格について，大事な点を少し申し上げておきます。

本報告書は，日本租税研究協会の一検討会の考え方・見解を整理したものですので，当然のことではありますが，これと異なる見解・解釈を妨げるものでは一切ありません。

ただ，この報告書の内容については，国税庁との間で随時意見のすり合わせを行い，その内容が国税庁の関係部局に周知されているとお聞きしておりますので，この報告書は，単なる検討会の意見というよりは，むしろ国税当局のお墨付きを得た内容のものとご理解いただいて結構ではないかと思います。したがいまして，この報告書で示した基準に沿っている限りにおいては，国税当局から否定されるリスクはほとんどない，という意味において，本報告書の内容は，セーフ・ハーバーとして利用していただけるものと考えております。

当然のことながら，報告書の前提となっている事実関係に違いがあったりした場合には，異なる結論となる可能性がありますので，この点はご留意いただきたいと思います。また，本報告書と異なるご見解をお持ちの場合や実際の事例が報告書の基準に沿っているのかどうか確信が持てないような場合には，あらかじめ国税当局にご照会することをお勧めしますし，国税当局と見解を異にする場合には，必要に応じ，司法の判断を仰いでいただくことになろうかと思います。

本報告書の内容にわたる部分について，もう少し説明を加えておきたいと思います。

本報告書は，国税当局との協議を経てとりまとめた内容のものを検討会の場でご説明しご了承をいただいておりますが，十分な時間がとれなかったこともあり，必ずしも論理的に整理仕切れていないといった点を含め，検討会メンバーの皆様のご意見を本報告書に十分反映することができなかったのではないかと思っております。この点については，この場をお借りして，お詫び申し上げます。

さらに，本報告書では，後述の「Ⅰ 総論」の冒頭の留意点に記載しているように，国を跨る組織再編成については検討の対象とはしておりません。議論の過程では，我が国の会社法上，国を跨る合併等は許容されないというのが学説上多数説ではないか，税法は課税管轄の異なる国の間の組織再編成まで予定していないのではないか，外国では国を跨ぐ組織再編成も行われるようになってきているので我が国としてもこれに対応していく必要があるのではないか，といった意見が出されましたが，諸外国の法制や課税上の取扱いが必ずしも判然としていない，国を跨ぐ組織再編成が外国において法制化されたとしても関係国の課税上の取扱いがこれに対応できていないとそうした組織再編成は実例としてそれほど出てこないのではないか，といった意見もあり，この問題については結論を急ぐのはどうかというのが大方の意見であった，ということであります。

本報告書では，合併と分割の判断基準（本質

的要素）について，我が国の合併法制（あるいは分割法制）と同様の法制を有する国については，包括承継と自動消滅（分割の場合には全部又は一部の包括承継と分割法人の存続）によって判断することとし，合併法制（あるいは分割法制）が我が国におけるそれと少なからず違いがある国や合併法制（あるいは分割法制）がそもそも存在しない国については，当事者の意図や実態を重視した，いわば「実態基準」によって合併（あるいは分割）であるか否かを判断することとしています。

こうした基準を示すに至ったのは，多くの国が合併法制を有する中，我が国と同様の合併法制がない国（あるいは少なからぬ違いがある国）において，代替的な手段によって，あたかも合併したのと同じような組織再編成が行われた場合に，合併法制がない（少なからぬ違いがある）といった理由だけで，合併法制がある国におけるそれとまったく異なる課税上の取扱いとすることについて，必ずしも公正とは言い難いものがあるからです。そこで，当事者の意図と実態面をより重視することにより，合併したのと同じように捉え得るものについては，一定の基準を示すことにより，企業サイドに合併としての取扱いを受けられるようにするのが適当と考えられたものです。分割についても，同様です。したがって，この実態基準によって，企業サイドに合併（あるいは分割）としての取扱いを受けられる選択肢が与えられたことになります。逆の立場から言うと，実態基準を充足しないような取引・行為がなされた場合には，合併（あるいは分割）としての取扱いは受けない，ということになります。

また，株式交換については，我が国の株式交換法制と同様の法制を有する国を念頭に置いた判断基準を示しており，別途，合併（あるいは分割）におけるような「実態基準」は示していません。それは，我が国の株式交換法制が100%子会社化のためにする行為に限定されていることから，実態基準を設ける実際上の余地・必要性が見出し難かったということです。

最後に，本報告書の各論部分は各税理士法人の先生方にご担当いただきましたが，ご担当された先生のご意見ということではありませんので，念のため申し添えておきます。

なお，本検討会ではタックス・ヘイブン税制に関わる諸問題についても議論することとなっておりましたが，その検討まで終えるとなると時間がかかりすぎてしまいますので，とりあえず国際的組織再編に絞って報告書を出すこととといたしました。私からは，以上です。

Ⅰ．総　論

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，私から「総論」の部分について説明をさせていただきます。

この総論は，基本的な考え方を整理している部分ですので，読み上げるなどしながら説明をさせていただきます。それでは，まず，問題意識についてです。**報告書２頁**になります。

「　近年，本邦法人の外国子会社が外国において組織再編成を行う事例が増加しつつある。このような組織再編成が行われた場合，株主である本邦法人に係る我が国における課税関係を検討するためには，我が国の租税法上，外国法を準拠法として行われる組織再編成を，我が国における組織再編成と同様に取り扱ってよいのかどうか，すなわち，外国法を準拠法として行われた組織再編成がどのような要素等を備えた場合に我が国の租税法上の組織再編成，つまり「合併」等に該当すると判断されるのか，という問題に関する考え方を整理しておく必要がある。」

ここでは，日本企業の外国子会社が，外国で，組織再編成を行うケースが増加しているということで，典型的には外国子会社を念頭に置いて検討を進めております。ただし，日本企業あるいは日本人が株式を保有している外国法人一般に当てはまる問題でもありますので，この点ご留意いただきたいと思います。

また，このような場合に，株主である日本の親会社の日本での課税関係はどのようになるのかというと，外国子会社が行う組織再編成が何に該当するのか，例えば，合併なのか，単なる事業譲渡と解散なのか，合併であれば適格要件を充足すれば課税は繰り延べられることになりますが，事業譲渡と解散ということであれば，その取引形態に応じて課税関係を判断するということになります。

このように，その組織再編成が何であるか，何に該当するのかということは，課税関係を判断する上で最も基本的な問題ということになります。

「　基本的な考え方としては，外国における組織再編成が，我が国における組織再編成の本質的要素と同じ要素を備えるものであれば，我が国における組織再編成の場合と同様の取扱いとすべきであろう。

**　そこで，本ペーパーは，我が国租税法上の組織再編成の該当性判断についての基本的な考え方を整理することとしたものである。」**

若干，答えを先取りすることになってしまいますが，例えば，外国で行われる組織再編成が合併に該当するか否かは，我が国と同様の合併法制を有する国で行われる組織再編成の場合は「包括承継」と「自動消滅」の二つの基準で判断することとしています。この二つの基準に該当すれば我が国の租税法上その外国で行われる組織再編成は「合併」として取り扱われることになるということです。

このように，日本の租税法上の組織再編成の該当性について，そもそもどのように考えるのか，その基本的な考え方や判断の基準を整理したのがこの報告書ということです。

なお，下の方に，留意点を掲げてありますので，簡単に補足説明します。

「1　組織再編成において『資産を移転する側』あるいは『支配株式を取得される側』の会社をT社（Targetの意），資産又は支配株式を取得する側をA社（Acquirerの意）と表記する。」

これは表記の仕方です。

「2　国と国をまたぐ企業間の組織再編成（異なる国に所在する企業間の合併等）については，検討の対象としていない。」

クロスボーダーの組織再編成，例えば，ドイツ法人とフランス法人との合併について，これらの国の間では，2005年会社法EC指令に基づいてクロスボーダーの合併等が認められています。

しかしながら，本報告書においては，１つの国の中で行われる組織再編成を対象に検討したものであり，クロスボーダーの組織再編成については検討の対象としていないということです。

それでは，何故，クロスボーダーの組織再編成については検討を行わなかったのか，ということについては，先ほど小田嶋座長から説明があったとおりであります。

「3　組織再編成の該当性判断は，個人株主であっても何ら異なるものではない。」

組織再編成の判断について，法人株主と個人株主とで異なるものでないことは言うまでもありませんが，報告書では法人株主を中心に検討が行われていますので，念のために個人株主も同じである旨を明記したということです。

「4　外国における組織再編成が適格組織再編成に該当するかどうかについては，別途，個別事例に即して判断する必要がある。」

今回の報告書で示されたのは，課税上の取扱いの前提となる事実関係の判断についてです。すなわち，まず，合併等の組織再編成に該当するか否かの判断を行い，次にそれがどのような組織再編成に該当するかに応じて，適格要件の判定が行われ，具体的な課税関係が決まる，ということになるわけですが，これらのうち，前者の部分に関する報告書ということです。

ところで，先ほどの小田嶋座長の説明とも若干重複する部分もありますが，本報告書の位置づけについて補足的にご説明しておきます。

外国で行われる組織再編成についてこれまでどのような取扱いが行われてきたのか，従来の取扱いと今回の報告書の内容とはどのような関係になるのかといった点や，この報告書が示されることによって従来の取扱いが遡って見直されることはあるのか，といった点について疑問ないしご懸念をされている方がおられるかもしれません。この点については，次のように考えております。

すなわち，外国で行われる組織再編成についてのこれまでの課税上の取扱いについては，必ずしも詳らかではありませんが，統一的な基準をもって判断する，ということではなくて，個別の事例に即して判断がされてきたのではないかと認識しております。

その点，本報告書は，先ほど小田嶋座長から説明がありましたように，国税当局と情報を共有し，意見のすり合わせを行った上で作成されていますので，今後は本報告書の考え方や基準が税実務上の指針として広く一般的に用いられることになるものと考えております。

さらに，本報告書の考え方や基準は，今後の組織再編成に当てはめられるべきものと理解しておりますので，基本的には，これによって従来の取扱いに変更が加えられることはないものと認識しております。

1. 合　併

合併に関する基本的な考え方と判断の基準についてご説明いたします。**報告書 3 頁**になります。

まず，合併であるか否かについては，次の 2 つの基準（本質的要素）によって判断することとしています。

「⑴　T 社の権利義務の全部が，A 社（存続会社又は新設会社）に，会社法等の法令の規定により，（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること。
⑵　T 社は，同じく会社法等の法令の規定により，清算手続を経ることなく，自動的に解散し，消滅すること。」

次に，この基準に関するコメントの部分についてです。

「＜コメント＞
・　我が国における合併を法的側面からみると，その本質的要素は，上記のように，①法令上当然に（by operation of law）T 社の権利義務が A 社に包括承継されること及び②T 社が自動的に解散・消滅することであると考えられる。ちなみに，米国財務省規則も，A 型組織再編成（制定法上の合併）について，基本的にそのような定義を採用している。」

会社法をはじめとする我が国の合併法制における本質的要素が，「包括承継」と「自動消滅」にあることは，特段異論のないことと思います。そこでまず基本的にこれらの二つの基準をもって外国の組織再編成が「合併」であるか否かを判断することとしております。

「・　しかしながら，我が国と同様の合併法制を有する国は別として，合併法制に少なからぬ違いがある国や，そもそも合併法制が存在しない国もある。

そこで，各国の法制の相違や法概念の多様性に鑑み，このような国における組織再編成が我が国の租税法上の「合併」に該当するか否かの判断に当たっては，法形式のみならず当事者の意図や実態も重視し，原則として，以下の要素を基準にして柔軟に判断するのが適当ではないかと考えられる。」

我が国と同様の合併法制を有する国については，包括承継と自動消滅という二つの基準で判断すれば良いとしても，世界の国々の中には，合併法制に少なからぬ違いがある国や，そもそも合併法制が存在しない国もあり得ます。しかしながら，このような国においても，合併類似行為，つまり二つ以上の法人を一つの法人に統合するようなことが行われない，ということではありません。合併法制がないといっても，他の手段，代替的な手段を用いて，それと同様の結果を実現することがある，ということです。

そこで，このような国における組織再編成が「合併」に該当するか否かの判断については，法形式だけではなくて，当事者の意図や実態を重視し，それも反映されるような基準によって判断するのが適当と考えられた，ということです。

「①　T社の資産及び負債の全部が移転すること。

②　T社は資産及び負債の全部の移転後速やかに解散すること。」

この②の「速やかに解散」の期間は，合併類似の組織再編行為である以上，特別な事情がない限り，登記手続き等の事務手続きに要する必要最小限の日数ということになると思います。

「③　A社株式がT社株主に交付されること。

（注）A社株式がT社株主に交付されないことについて特別な事情がある場合には，この限りでない。

＊　合併の対価は必ずしも株式に限られないが，金銭等が交付された場合には，非適格の合併となることから，A社株式の交付がある場合に限定することとした。」

合併対価は，「＊」のように，株式に限定されるものではありませんが，金銭等である場合にはたとえ合併に該当したとしても，結局は非適格合併になり，合併として取り扱う意義がなくなりますので，ここでははじめからA社株式の交付がある場合に限っています。

この場合，上述の注意書きでは，株式が交付されることを原則としつつ，特別な事情がある場合は交付されないこともあり得るとしていますが，この特別な事情とは，例えば，兄弟会社の合併のように，株式の交付を省略する，いわゆる無対価合併の場合を想定したものです。

なお，この取扱いは，省略され得るものに対する取扱いですので，特に記載があろうとなかろうと本質的な判断に影響を与えるものではない，といった一般的，常識的な取扱いを記載したものであるということは言うまでもありません。

「④　当事者間の契約のみならず，上記①から③について，裁判所の許可等，当事者以外の機関による一定の法的手続を経て行われること。

（注）　上記の法的手続は，当該国の公的機関によるものとするのが望ましいと考えられるが，上記①から③を一体として行う計画があることを前提として行われる株主総会の決議をもってこれに代わる手続とすることも可能とすべきであろう。」

当事者間において，①から③について一体的

な効果を生じせしめるための契約の締結を前提としておりますが，合併類似の組織再編行為である以上，合併法制に代わるものとして，裁判所の許可等，当事者以外の機関による一定の法的手続きを求めることを原則としております。例えば，英国のスキーム・オブ・アレンジメントの場合などがこれに該当することとなるのではないかと考えております。

しかしながら，合併法制がない国においては，合併法制に代わるような，公的機関の関与は，ほとんど期待できないと考えられます。この場合，この要件を厳格に当てはめると，この「実態基準」が事実上機能しなくなってしまうおそれがあります。

そこで，注意書きにおいて，①から③について一体的に行うことについて，あらかじめ計画を定め，これを関係当事者の株主総会において承認を得ることをもって，これに代わる手続きとすることも可能とするような弾力的な運用が必要であると判断したものです。この一体性がないと，事業譲渡と清算の区別がつかなくなってしまいますので，そのような計画が最低限必要になるという点にご留意していただきたいと思います。

他方，これはそもそも論としてということですが，合併法制がない国の組織再編成についてまで合併として取り扱う必要があるのか，といったご意見もあるかもしれませんが，この点については，次のように考えております。

すなわち，先ほど小田嶋座長から説明がありましたように，合併法制に少なからぬ違いがある国や，合併法制がそもそも存在しないような国において，代替的な手段によってあたかも合併したのと同じような組織再編成が行われた場合に，合併法制がない（少なからぬ違いがある）という理由だけで，合併法制がある国におけるそれとまったく異なる課税上の取扱いとすることについては，必ずしも公正な取扱いとは言い難いものがあると考えられます。

そこで，当事者の意図と実態面をより重視することにより，合併したのと同じように捉え得るものについては，一定の基準を示すことにより，企業サイドに合併としての取扱いを受けられるようにするのが適当ではないかと考えられたということです。

なお，これとは若干逆になりますが，実態基準の適用に関して，一体的な計画の有無を含め，①から④の要件を満たさないようであれば，合併として取り扱われることはない，ということになります。

さらに，合併法制がない国について実態基準で判定するとなると，合併法制がある国において合併法制によらない組織再編成を行った場合においても，それを実態基準によって合併として取り扱うことになるのか，といった疑問もないわけではないと思われますが，合併法制がある国において，合併以外の組織再編行為が行われた場合にこれを合併として取り扱うことはなく，また，その必要もない，と考えております。

なお，合併法制があるかどうかは，その国に合併法制があるかどうかということではなく，その当事者に適用される合併法制があるかどうかで判断すべきこととなります。また，適用される合併法制があったとしても，その法制が何らかの理由で形骸化しているような場合には，合併法制に少なからぬ違いがあるか，合併法制がないのと同等に取り扱って差し支えないのではないかと考えております。

それと，合併を「包括承継」と「自動消滅」といった二つの法的基準によって判断することを原則としつつ，いわゆる「実態基準」も用いるのは，法解釈のあり方として問題ではないか，といったご指摘も考えられますが，今回の報告書の考え方や基準は，①合併法制がある国にあっては，「包括承継」と「自動消滅」の基準によって判断することとし，②合併法制がない国にあっては，代替手段による合併類似行為を「実態基準」により判断することとしている，ということであるとご理解していただければと思います。

以上，合併に関する基本的考え方と判断の基準についてご説明させていただきました。

2. 分　割

次に，分割に関する基本的考え方と判断の基準についてご説明させていただきます。**報告書4頁**になります。

まず，分割であるか否かについては，次の2つの基準（本質的要素）によって判断することとしています。

「⑴　T社の事業に関して有する権利義務の全部又は一部が，A社（既存会社又は新設会社）に，会社法等の法令の規定により，（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること。
⑵　T社は，別途解散・清算の手続が取られない限り，自動的には消滅しないこと。」

次に，この基準に関するコメントの部分についてです。

「＜コメント＞
・　我が国の会社法上の分割法制は，「法令上当然に権利義務の移転が生じる包括承継」を重要な要素としていると考えられる。したがって，上記⑴が「分割」の本質的要素の一つとなる。
・　上記⑵の「T社存続」の要件は，分割であっても，権利義務の全部を分割対象とする場合もあり得るため（いわゆる抜け殻方式の持株会社設立など），合併と分割を概念的に区別するためには，必要な要件であると考えられる。」

会社法上の分割法制の本質的要素として，権利義務の「包括承継」があることについても特段異論のないことと思います。この場合，分割であっても，権利義務の全部を移転対象とすることもあるので，合併と分割を概念的に区別するためには，T社の存続は必要な要件となるということです。

したがって，合併と分割は，いずれも権利義務の包括承継であるということで共通しておりますが，法人の自動消滅の有無によって，合併と分割とが区別されるということになるということです。

「・　分割法制についても，合併法制の場合と同様に，各国の法制が区々であることを考えると，我が国のような分割法制を有しない国における組織再編成が我が国の租税法上の分割に該当するか否かの判断に当たっては，法形式のみならず当事者の意図や実態も重視し，原則として，以下の要素を基準にして柔軟に判断するのが適当ではないかと考えられる。なお，外国における分社型分割については，我が国における株主（本邦法人）サイドの課税問題が生じないので，ここでは分割型分割についてのみ検討している。」

分割についても，合併と同様に，分割法制の有無や違いがあることから，実態的な分割についての基準の検討を行っています。

なお，今回の検討には，実態基準としての分社型分割，さらには現物出資が含まれていませんが，これは，合併や分割とは異なり，特段検討すべき問題が生じないと考えられましたので省略しているということです。

「①　T社の資産及び負債の全部又は一部が移転すること。
②　T社は資産及び負債の移転後も存続すること。
③　T社は資産及び負債の移転の対価としてA社株式の交付を受け，当該A社株式のすべてを，直ちにT社株主に交付すること。

（注）A 社株式が T 社株主に交付されないことについて特別な事情がある場合には，この限りでない。

＊　A 社株式の交付がある場合に限定している理由は，上記の「１．合併」の場合と同じである。」

合併の場合と基本的に同様の考え方に基づいて整理されています。

③の株主への交付が「直ちに」とされているのは，実態的な分割についても，我が国の分割型分割と同様に，基本的には「分割する日」に株式が交付されることを念頭に置いていますが，事務的な問題があるのであれば，ある程度の幅をもっても差し支えないのではないかと考えております。

「④　当事者間の契約のみならず，上記①から③について，裁判所の許可等，当事者以外の機関による一定の法的手続きを経て行われること。

（注）　上記の法的手続は，当該国の公的機関によるものとするのが望ましいと考えられるが，上記①から③を一体として行う計画があることを前提として行われる株主総会の決議をもってこれに代わる手続とすることも可能とすべきであろう。」

これは，合併の場合と基本的に同様ですので，ご説明は省略します。

以上，分割に関する基本的考え方と判断の基準についてご説明させていただきました。

3．株式交換

続けて，株式交換に関する基本的考え方と判断の基準についてご説明させていただきます。**報告書 5 頁**になります。

まず，株式交換であるか否かは，我が国の株式交換法制を念頭において，次の３つの基準（本質的要素）によって判断することとしています。

「⑴　T 社株主が保有する T 社株式が，①（個々の株主の同意を得ることなく）強制的に，かつ，②T 社を介することなく，A 社株式に交換されること。

⑵　⑴により A 社が T 社の発行済株式の100％を有することになること。

⑶　⑴が 1 回の組織再編行為として行われること。」

次に，この基準に関するコメントの部分についてです。

「＜コメント＞

・　株式交換制度の特徴は，「株式の強制交換による100％子会社化の達成」という点にあることには特段異論がないと考えられ，租税法の関連規定も100％の資本関係の成立を前提とした規定となっていることから，上記⑴及び⑵を株式交換の本質的要素として組み入れるべきであろう。」

我が国の株式交換は，端的に申し上げると，「株主の持っている株式を，強制的に，全部取り上げて，他の会社のものにしてしまうこと」ということです。会社法の定義では，「株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社に取得させること」（会社法２三十一：一部略）とされています。「株式会社が」とありますので，当事者（株式交換をする者）は株式を保有する株主ではなく発行会社（完全子法人）ということになっています（会社法767等）。

したがって，「株式交換」は，株主がその有する株式を任意に交換する，いわゆる「株式と株式の交換（契約）」とは異なるものであることをお判りいただけるのではないかと思います。

なお，我が国の株式交換法制と同様の株式交換法制がない場合であっても，実例として我が

国の株式交換と同等に捉え得るものがある，ということであれば，事前に国税当局にご照会をしていただくのがよいのではないかと考えられます。

「・　実務で行われている『公開買付け（TOB）による相当数（70～90%程度）の株式取得＋全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト』については，我が国の税務上は，かかるスキームと『株式交換』とは区別した取扱いがなされている。そこで，これらを峻別するため，⑶のような『1回の組織再編行為として行われること』との要件を付加することが適当と考えられる。」

これは特に説明を要することでもないと思われますので，省略します。

以上，株式交換に関する基本的考え方と判断の基準についてご説明させていただきました。

複合的な組織再編成についての整理

最後に，複合的な組織再編成についてご説明させていただきます。同じく**報告書5頁**の下の部分になります。

「≪複合的な組織再編成についての整理≫

上記の1から3までの合併，分割及び株式交換は，A社及びT社（合併，分割型分割及び株式交換にあっては，さらにT社株主）といった当事者によって構成される。しかしながら，外国には様々な形態の組織再編成があると考えられ，例えば，一の組織再編成において，これらの各当事者（A社，T社，T社株主）とそれ以外の当事者とが存在する場合がある。このような組織再編成については，基本的には，合併，分割及び株式交換と，他の組織再編成や自己株式の取得などの法律行為とが複合的に組み合わされたものとして整理するのが適当であると考えられる。」

各国で行われる組織再編成には様々な形態のものがあると考えられます。そのような外国における特異な組織再編成を新たな形態の組織再編成として整理してはどうか，といった考え方がないわけではないと思われます。しかしながら，そのようなアプローチは，立法論としてはあっても，法解釈としては無理があると考えられますので，そのような考え方はとっていないということです。

以上が，「Ⅰ．総論」のご説明になります。

Ⅱ．国別事例

1．米　国

1－1　米国の会社法に基づく合併

税理士法人トーマツの長谷川，西村でございます。

それでは，米国の事例についてご説明いたします。まず**報告書6頁**の**1－1**ですが，米国の会社法に基づく合併を取り上げています。

【事例】

次頁の**図1**にありますとおり，日本親会社が持っている米国のデラウェア州にある子会社T社を被合併法人，同じくデラウェア州に所在しているA社を合併法人として，吸収合併を行います。その結果，T社は消滅し，日本親会社の方はもともと持っていたT社株の代わりにA社株式の交付を受けます。

なお，米国連邦税法上，被合併法人及びその株主等において一定の課税繰延要件を充足する場合には課税が生じないということです。

（図１）

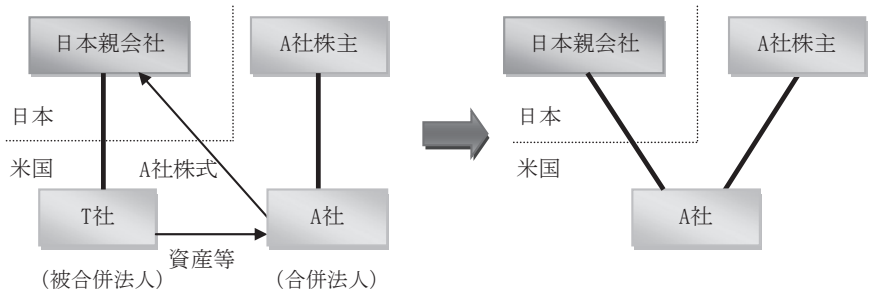

【論点】

論点としましては，米国は州法ベースで会社法が決まっているということですので，一番典型的と思われるデラウェア州を取りあげて，こちらの会社法に基づく合併を日本の租税法上の合併として取り扱うことができるかということです。

【検討】

まず**報告書７頁**の⑴のところで，本事例の合併に関する法的要素を示しています。米国デラウェア州の会社法に基づく合併は，２つ以上の会社が吸収合併又は新設合併のいずれかによって１つの会社になるという行為です。デラウェア州の会社法に基づいて，合併契約を締結し，それが株主総会で承認されることによって合併が成立するということです。

合併の主な法的要素が⑴の①，②になります。まず①が包括承継，かつ被合併法人の自動消滅です。それから，②として，被合併法人Ｔ社の株主である日本親会社には保有するＴ社株式の代わりにＡ社の株式又は金銭その他の合併対価が強制的に交付されるということになります。

⑵のところで具体的に当てはめをしているのですが，米国のデラウェア州には合併法制が存在するということで，総論のところで述べておりますように，米国デラウェア州の会社法に基づく合併が日本法の合併における本質的要素である①，②の要素を備えているかどうかを検討することになります。

いったん総論部分に戻ると，**報告書３頁**のところに合併の解説がありますが，本質的要素で検討する場合と４つの実態基準で判定する場合と２パターンあるわけです。本件に関しては，米国デラウェア州に合併法制が存在することから，一番上の枠囲みにある本質的要素に合致するかどうかということで検討を行っております。

報告書７頁に戻っていただきますと，⑵のところでそれぞれ本質的要素について合致するか検討しております。米国デラウェア州の会社法に基づく合併は⑵①及び②と同じ要素を備えていると考えられます。

なお，米国内の異なる州を設立準拠法とする法人同士の合併についても，合併における本質的要素である⑵①及び②の要素を備えている場合には，同じ国の中での合併であることから，同様の取扱いが可能であるものと考えられます。

【結論】

結論といたしましては，米国デラウェア州の会社法に基づく合併は，日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えられます。

（参考）　米国連邦法上のＡ型再編（会社法に基づく合併）の定義

参考として，米国税法の取扱いについて，**報告書８頁**で説明しています。米国の連邦税法で

はＡ型，Ｂ型，Ｃ型，Ｄ型等という形で，組織再編成の分類がされており，Ａ型というのが会社法に基づく合併で，いわゆるＡ型再編といわれているものです。脚注のところにInternal Revenue Codeのセクションが書いてありますが，この一番最後のところが（A）というアルファベットで終わっているので，Ａ型再編と呼ばれているようです。Ａ型再編について，米国財務省規則では，法律の効力に基づき，①包括承継，②自動消滅の効果が生じる取引をいうものと定義されています。

被合併法人が会社法の効果に基づいて消滅するので，被合併法人の株主は被合併法人株式と合併対価が強制的に交換させられることになると考えられます。米国のデラウェア州の会社法に基づく合併はこれらを満たすということで，通常Ａ型再編に該当するものと取り扱われているようです。

１－２　米国の会社法に基づく逆三角合併

次が**報告書９頁**から始まる，１－２　米国の会社法に基づく逆三角合併です。

【事例】

事例をまず読ませていただきます。前の事例より少し複雑なので，わかりづらいのですが，**図２**を見ながら聞いていただくと理解しやすいかもしれません。米国にＴ社があるのですが，その株主であるＴ社株主というのは日本法人または居住者になります。前述の１－１の事例ですとＴ社は日本親会社の100％子会社を想定しているような図になっているので，Ｔ社株主は日本親会社一社のみですが，こちらの逆三角合併の場合は，図をご覧いただくとわかりますように，Ｔ社株主は複数いるというイメージでご覧いただければと思います。

Ｔ社という，デラウェア州法人で，かつ日本に複数株主がいるような会社が同じくデラウェア州内にある会社のＡ社によって買収されるということを想定しています。米国ではこのような場合に，逆三角合併という手法を使って買収するということがあるようです。この買収のために，Ａ社はデラウェア州に100％子会社を設立します。**図２**の左側の関係図に登場するＡ社，Ｔ社，Ａ社子会社は全部デラウェア州法人です。また，Ｔ社株主は日本の株主という設定になっております。

それでは具体的にどのような内容の組織再編成かといいますと，【事例】の冒頭を読みますと，「日本法人であるＴ社株主は，デラウェア

（図２）

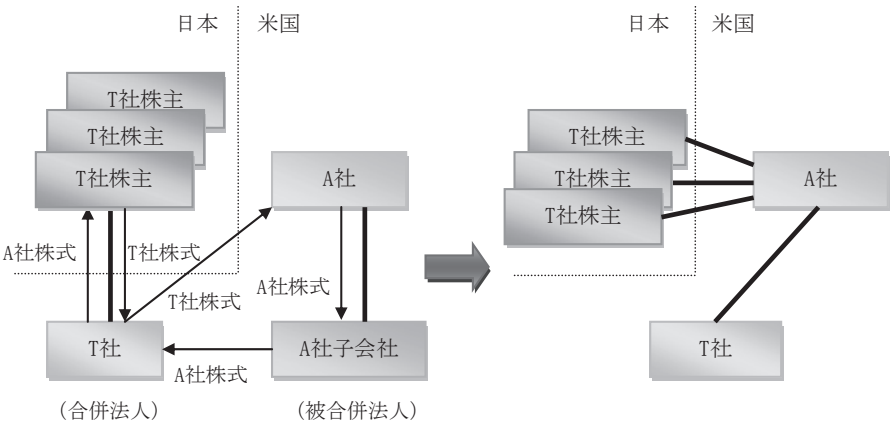

州の会社法に基づき，デラウェア州法人であるT社を合併法人，デラウェア州法人であるA社の100%子会社であるデラウェア州法人であるA社子会社を被合併法人とする逆三角合併により，A社議決権付株式（「A社株式」）の交付を受ける」となっています。出来上がりは右側の関係図にあるとおりです。結局，T社の全株式をA社が取得しまして，T社株主というのはT社の株の代わりにA社株を受け取るということになっております。

ちょっと日本にない制度なので，複雑で分かりにくいのですが，どのように行われるかということについて次のところに分解して述べております。こちらは，Revenue Rulingという米国の個別通達のようなものがありまして，そちらの中で議論されている手順に沿っております。**報告書10頁**の一番上の（注）と書いてあるところにRevenue Rulingの番号が書いてありますが，こういう個別通達が米国で出ており，本事例の検討はこの個別通達で取り上げられている手順を前提としています。

手順について，**報告書９頁**の中程にある《事例の逆三角合併の手順》という箇所に戻って見ていただきますと，まず買収法人A社はA社株式を現物出資して，A社子会社を設立します。この後にいわゆる狭義の逆三角合併というのが行われまして，被合併法人であるA社子会社が，その資産，負債をT社に包括承継して，A社子会社は自動消滅します。これは事例１－１で述べたデラウェア州会社法に基づく合併になります。その後に組織再編計画及び適用される会社法の規定に基づいて，A社が有するA社子会社株式はT社株式に転換され，同時にT社株主が保有するT社株式は，A社子会社を吸収合併したときにT社が取得したA社株式に交換されます。その結果，A社はT社株主からA社株式と引換えにT社株式95%以上を取得するとなっております。こちらでは95%という数字が出てくるのですが，これはRevenue Rulingの設例をそのまま使わせていただいております。この後の議論では影響はしませんので，100%と考えていただいても結構です。

報告書10頁に示していますが，Revenue Rulingにおける逆三角合併の手順として次の①から④までのとおりと考えられています。なお，①から④の各ステップの末尾にある括弧内は，A社株式，又はT社株式の動きを表しております。これは事例の逆三角合併の手順と同様です。繰り返しになりますが，まず①の現物出資が行われます。A社が自己株を出資して，特定目的法人（Merger Sub）A社子会社を設立します。その後に②の合併が行われまして，Merger SubがT社に対して吸収されて消滅し，A社株式はT社に移転します。そして③の手順に入っていくのですが，②の合併の効果によってA社子会社は自動的に消滅して，T社はT社株式をA社に交付する，すなわち被合併法人の株主に合併法人の株式が交付されます。

最後のステップ④のところで，T社をA社の100%子会社とするため，T社はT社株主から自己株式取得を行い，その取得の対価としてA社株式を交付するわけです。④は日本の納税者に関係するところなので，繰り返しますと，T社は合併で受け入れたA社株式をT社株主に交付して，自己株式を取得するということで，ここで一連の複雑な流れが終了するということになっております。

なお，A社株式の動きに着目して，もう一度ステップを振り返っておきます。①でA社株式がまずA社子会社に現物出資されて，次に②でA社子会社がT社に吸収合併されます。そのときに被合併法人であるA社子会社の資産としてA社株式がT社に移動します。その後，最後の④にてT社からA社株式がT社株式と引き換えにもともとのT社株主に移転します。この手順につきましては，今のデラウェア州の会社法上も実行可能であるということが確認されております。

米国の連邦税法上はどうなっているのかと言

いますと，一定の課税繰延要件を充足する場合には課税が生じないとされております。

【論点】

論点としましては，米国デラウェア州の会社法に基づく本逆三角合併を，日本の租税法上の合併又は株式交換として取り扱うことができるのかということです。

【検討】

検討のところですが，まずは総論部分で述べているとおり，合併，又は株式交換の本質的要素，すなわち合併であれば包括承継，自動消滅というもの，株式交換であれば強制交換であるということと100％化されるということと１回の組織再編成で行われるという要素が備えられているかどうかがポイントとなります。

報告書11頁の【検討】⑴①～⑤は先ほどの総論部分の繰り返しになりますので，省略します。

次に，上記の《事例の逆三角合併の手順》で述べたとおり，米国デラウェア州の会社法に基づく合併は，包括承継が行われて，かつ被合併法人であるＡ社子会社が自動消滅するということで，合併の本質的要素を備えていると言うことができます。

一方，株式交換に該当するかといいますと，⑴③(ii)にあるとおり，株式交換の場合はＴ社を介することなく，株式の交換が行われるというのが１つの要件です。

本件の事例ではＴ社を経由して株式のＴ社株とＡ社株の交換が行われているという形になっておりますので，株式交換の本質的要素には当てはまらず，株式交換とみることは難しいと結論づけております。

先ほど総論部分の最後の方で佐々木先生が言及されたのですが，本逆三角合併については複合的な組織再編成としての整理を行っております。合併の場合に通常想定される当事者は，合併法人であるＴ社，被合併法人であるＡ社子会社，そして，被合併法人の株主であるＡ社の三者です。本逆三角合併においては，合併法人の株主であるＴ社株主がこれらの当事者以外に当事者として存在しています。このことから，本逆三角合併というのは，合併のみの単独取引と見ることはできずに，合併とそれ以外の取引が複合的に組み合わされたものと理解するのが適当であるということになります。逆三角合併の法的要素，つまり，包括承継，自動消滅というところとＡ社株式の移転の仕方から判断すると，【検討】⑵の①，②にあるとおり，まず合併が行われて，次に自己株式の取得が行われたと整理するのが妥当ではないかと考えております。

まず⑵①にあるとおりＴ社とＡ社子会社が合併します。その結果として，Ｔ社はＡ社株式を取得します。なぜなら，Ａ社子会社というのはもともとＡ社株を持っているからです。合併直後は，まだＴ社株主はＴ社株式を持ったままですので，第２段階として，⑵②にあるとおりＴ社による自己株式の取得を行います。すなわちＴ社が自分の発行している株を取得して，その対価として，Ａ社子会社を吸収合併したときに取得したＡ社株を交付します。このような２つの取引が組み合わされることによって本逆三角合併が最終的に成立すると考えることができます。

なお書きのところで別の組み合わせの可能性として，三角株式交換と合併とに分けて考えるということについても一応検討しています。**報告書11頁**末尾からのなお書きに書いてある①，②ですが，Ａ社子会社を株式交換完全親法人，そして，Ｔ社を株式交換完全子法人とする三角株式交換で，交換対価がＡ社株式という日本でも行えるような三角株式交換をまず行います。そうしますとＴ社とＡ社子会社が親子関係になりますので，その後にＡ社子会社を消滅法人としてＴ社にダウンストリームで逆合併をしていくということです。

このように見ても，仕上がりは同じではない

かということなのですが，なお書きの本文のところにその結論を記載しております。擬制した場合の三角株式交換というところなのですが，そもそも総論部分で説明がありましたように，株式交換についてはいわゆる実態基準を設けていないということで，本質的要素への該当のみで判断することになるわけです。株式交換についての本質的要素については，先ほど検討したとおりＴ社株式とＡ社株式の交換にあたってＴ社が介在してはいけないという要件があり，これを満たしていないと考えられます。また，現実に本逆三角合併の中でＡ社子会社がＴ社の発行済株式の100％を有することとなるような取引は行われておりませんので，そのことから考えても，三角株式交換プラス逆さ合併という擬制は否定的にならざるを得ないと考えているということです。

【結論】

結論のところですが，Ａ社子会社とＴ社の合併，それから，Ｔ社がＴ社株主から自己株式を取得して，その対価としてＡ株が交付されたと取り扱うのが適当と考えられるところです。

なお，自己株取得の際にみなし配当が生じる場合の計算は，原則として，我が国の法令に従って計算する必要がありますが，現実問題として，納税者として最善の努力を尽くしても，その計算に必要かつ十分な情報が入手できない場合も想定されます。そのような場合には，例えば，再編成当事会社から入手した（あるいは公表上の）現地会計基準に基づく会計上の数値（連結ベースの情報しか入手できない場合には連結ベースの数値）をもって，いわゆる取得等対応資本金額等を算定することとするのも，やむを得ないものと考えられるところです。

（参考）　本事例と異なる手順により行われる逆三角合併の取扱い

実は逆三角合併というのは一様ではないようで，**報告書12頁**の中程のところにそのことが述べられています。今までのところではRevenue Rulingに即した事例をご説明申し上げたのですが，実際に行われている逆三角合併を見てみると，こういったパターンだけではなくて，違う手順によるものもどうもあるようだということで，一応ご参考にここで述べております。

その事例は，日本の実務家の感覚だとなかなか理解しづらいところがあります。具体的に説明すると，まず，Ｔ社とＡ社子会社とＡ社という３者で合併契約を結びます。そして，その合併契約書には，合併の効力発生を条件として，Ｔ社株式はＡ社株式を受領する権利に転換される，つまり，Ｔ社株主の持っているＴ社株式がいきなりキャンセルされて，Ａ社株式を受け取る権利というものに転換され，Ａ社はＡ社株式を，特にＴ社を介在することなく，Ｔ社株主に対して直接発行するというような内容が見受けられるということです。むしろ，そちらの方が一般的なのではないかと言われているようです。

事例検討の対象とした逆三角合併については，Ａ社株式の移転の仕方から，合併プラス自己株取得という結論が出しやすかったのですが，こちらの「変形型逆三角合併」においてはＡ社株式がいきなりＴ社株主に発行されているということで，我が国租税法上の取扱いも変わってくるだろうということです。これはあくまで参考ということなのですが，今までの検討を当てはめてみますと，まずＡ社子会社とＴ社の合併と，その他の取引・行為が複合的に組み合わされたものと考えられます。この場合の「その他の取引・行為」とは，Ｔ社株主がＴ社株式を譲渡してＡ社株式を受け取るという取引を考えています。

なお，ここでは原則として逆三角合併が我が国の租税法上どのような組織再編成に当てはまるかということだけしか検討はしていないのですが，少しだけ課税関係に関わる事項に触れて

います。**報告書12頁**の最後の括弧の中で説明しています。つまり，本事例の逆三角合併では「合併プラス自己株取得」とされＴ社株主にみなし配当の問題が出てくるのに対して，こちらの変形型逆三角合併については「合併プラス株式譲渡」になりますので，みなし配当の問題が出てこないという点です。

この違いがなぜ生ずるのかというと，括弧の中に書いてありますように，本事例の逆三角合併の場合とは異なって，変形型逆三角合併の場合には，Ｔ社とＴ社株主との間の取引においてＴ社の純資産額が増減することはないという点です。本事例の逆三角合併の場合，株主への分配が行われますので，Ｔ社の一種の純資産の分配が行われていると見られる状態なわけですが，変形型逆三角合併の場合はそのような状態ではないものですから，みなし配当の問題はないだろうということで，違う結論になるのもやむを得ないだろうと考えております。

1－3　米国の分割

【事例】

報告書13頁からが米国の分割についての話になります。日本親会社が，米国の子会社Ｔ社を分割法人，米国法人Ａ社を承継法人とする新設分割によって，分割対象事業の対価としてＴ社が取得したＡ社株式について直ちに交付を受けるという取引です（**図３**）。図だけを見ると，日本の分割型分割に非常によく似た形になっております。

米国の連邦税法上は分割法人及び分割法人の株主等において一定の課税繰延要件を充足する場合には課税が生じないこととされているようです。

【論点】

論点としましては，米国子会社Ｔ社を分割法人，そして，Ａ社を分割承継法人とする分割によって分割対象事業の対価としてＴ社が取得したＡ社株式の交付を受けた場合，日本租税法上の分割型分割として取り扱うことができるかどうかということです。

【検討】

米国においては一般的に分割というと，２つのパターンがあるようです。まず第１のパターンとしては分割法人で行っている分割対象事業を承継法人に移管して，対価として株式をもらい，そのもらった株式を分割法人株主に分配するというケースです。第２のパターンは，特に資産の移転をしないで，もともと持っている子会社の株式をいきなり株主へ分配するというケースのようです。このうち，第２の既存子会社の株式を単に株主に分配するというパターン

（図３）

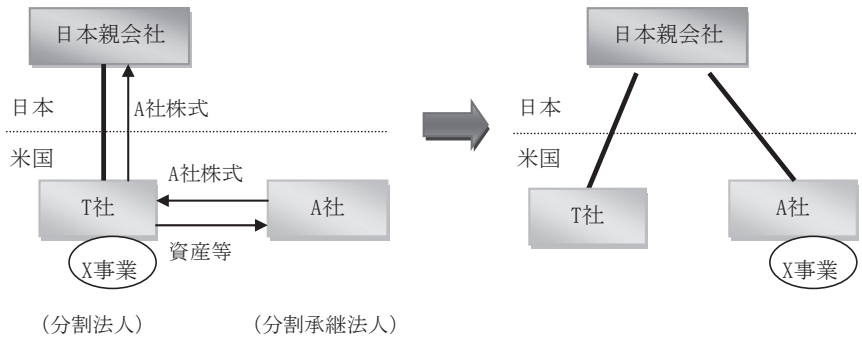

は現物分配になりますので，今回の組織再編成の検討には入れておりません。したがって，今回，分割に該当するかどうかということを検討したのは，第１のパターンの資産の移転を伴う再編成についてということになります。

報告書14頁の⑴①の分割の法的効果ということですが，分割法人が事業を被支配法人に移転する場合には通常個々の資産・負債を個別に移転するということになっているそうです。すなわち権利・義務の包括承継が行われないということになりますので，この点では日本の分割とは違うだろうということになります。

次に，⑴②は分割の類型についての話になりますが，スピン・オフ，スプリット・オフ，スプリット・アップといった形態があるとされています。

スピン・オフは，分割型分割に似ているのですが，子会社に事業を移管して，対価として承継法人株式を取得して，そのまま配当，分配するという形態です。

スプリット・オフは，子会社に事業を移管するのはスピン・オフと同じなのですが，その後に自己株式の取得をし，その取得対価として分割承継法人の株式が分配されるという形態です。日本の法制の下でも同じようなことができると思いますが，日本で言うところの分割型分割とは違うと考えられます。

スプリット・アップは，複数の新設法人に事業のすべてを移管して，その対価として取得した承継法人の株式を分割法人の株主に残余財産として分配して，分割法人が消滅してしまうというものです。後の事例でも言及があると思いますが，フランス・ドイツでいう消滅分割のようなやり方です。以上のとおり，分割の類型には，３類型があるということです。

スプリット・アップについては分割後に分割法人が消滅してしまうため，そもそも本事例の新設分割と異なるので，本事例の新設分割が該当する可能性があるものとしては，最初の２つのスピン・オフとスプリット・オフのいずれかということになろうかと思われます。

日本の租税法上の取扱いですが，まず本質的要素の検討ということで，**報告書15頁**の⑵①イで検討しております。ⅰとⅱと同じ要素を備えているのであれば，分割型分割として扱うことができることになります。しかし，米国においては日本のような包括承継が行われないということで，この本質的要素の観点からは我が国の分割型分割として取り扱うことは難しいだろうと考えております。

ロのところに移ります。日本のような分割法制を有しない国における組織再編成が我が国の租税法上の分割型分割に該当するかどうかについては，総論部分で述べておりますように実態基準を使う余地があるのではないかということで，ⅰからⅳまでのところで述べている基準について該当するかどうか検討してみるべきだろうということです。あらためて見ますと，まずⅰが資産・負債の全部又は一部が移転，次に，ⅱはＴ社が分割後も存続すること，そして，ⅲは分割対価のＡ社株式がそのまま直ちにＴ社株主に交付されているということです。なお，先ほど総論部分で佐々木先生が合併に関しておっしゃいましたけれども，兄弟会社間の分割で無対価で行われるようなケース，つまり，Ａ社株式がＴ社株主に交付されないことについて特別な事情がある場合はこの対価の交付はなくてもよいということになります。

最後が，当事者間の契約だけではなくて，上記のⅰからⅲまでのステップについて裁判所の許可等，当事者以外の機関による一定の法的手続きが行われているということです。総論のところでご説明がありましたように公的機関によるものが望ましいのですが，そういう場合ではなくても，ⅰからⅲのステップを一体として行う計画があることを前提として，株主総会の決議があるような場合は，これをⅳの要件の充足と捉えてもいいだろうということになっています。

こうした実態基準によって，スピン・オフ，

スプリット・オフ，スプリット・アップについて検討した内容が**報告書15頁**から**16頁**にかけた⑵②に記載してあります。

スピン・オフは「分社型分割＋配当」として構成され，一般的には上記⑵①ロⅰ及びⅱを満たすと考えられることから，ロのⅲ及びⅳを満たすのであれば，日本の租税法上の分割型分割として取り扱うことができると考えられます。

スプリット・オフの方は先ほど少し先取りして申し上げたのですが，「分社型分割＋配当」ではなくて，「分社型分割＋自己株式の取得」なのです。これは剰余金の分配という形ではなくて，もともと発行されているＴ社株式の一部を自己株式として取得して，その引き換えとしてＡ社株式を交付するような形になりますので，こちらは「分社型分割＋配当」という取引を想定している⑵①ロⅲの要件を満たさないということで，分割型分割には該当しないと考えられます。

最後のスプリット・アップは，そもそもＴ社が資産及び負債の移転後に消滅するということで，実態基準の場合も，⑵①ロⅱの要件を満たさないということから，分割型分割には該当しないということです。

ところで，スプリット・アップは，後述の消滅分割の取扱いのところで出てくるかと思いますが，「事実上の合併」のようにも見えます。スプリット・アップにおける資産・負債の移転は包括承継ではないため，合併の本質的要素を備えているとはいえません。他方でその実態を見ると，全ての資産・負債が移転し，その後に分割法人が消えるということを考えると，合併の実態基準に該当するのではないかとも思えるのです。しかし，米国は先ほどの事例で見ましたように合併法制を有しているので，実態基準を用いて合併に該当すると判断するのは適切ではないだろうと考えております。ドイツ・フランスにおける消滅分割と異なる結論になる訳ですが，米国においては資産・負債の移転が包括承継ではないということから，結論が異なるのはやむを得ないと考えられるところです。

【結論】

本事例の結論は，**報告書16頁**の中程になります。米国子会社Ｔ社を分割法人，米国法人Ａ社を分割承継法人とする分割によって分割対象事業の対価としてＴ社が取得したＡ社株式の交付を受けた場合に，本事例の分割がいわゆるスピン・オフであって，上記の実態基準のところのロのⅲ及びⅳ，つまり，対価であるＡ社株式が直ちに分配されていることと，いわゆる第三者機関，ないしは一定の株主総会の承認があるような場合については，日本の租税法上における分割型分割として取り扱うのが適当と考えられます。

なお，みなし配当が生じる場合の計算は，原則として，我が国の法令に従って計算する必要がありますが，現実問題として，納税者として最善の努力を尽くしても，その計算に必要かつ十分な情報が入手できない場合も想定されるところです。

そのような場合には，例えば，再編当事会社から入手した（あるいは公表上の）現地会計基準に基づく会計上の数値（連結ベースの情報しか入手できない場合には連結ベースの数値）をもって，いわゆる「移転純資産割合」を算定することとするのも，やむを得ないものと考えられます。それも困難な場合は，分割直後の株価の比率を用いて算定する，といった簡便法をとらざるを得ない場合も考えられます。以上が米国の説明になります。

2. 英　国

新日本アーンストアンドヤング税理士法人の関谷，南波でございます。

それでは，英国での組織再編成の取扱いについて説明させていただきます。**報告書17頁**になります。

（図４）

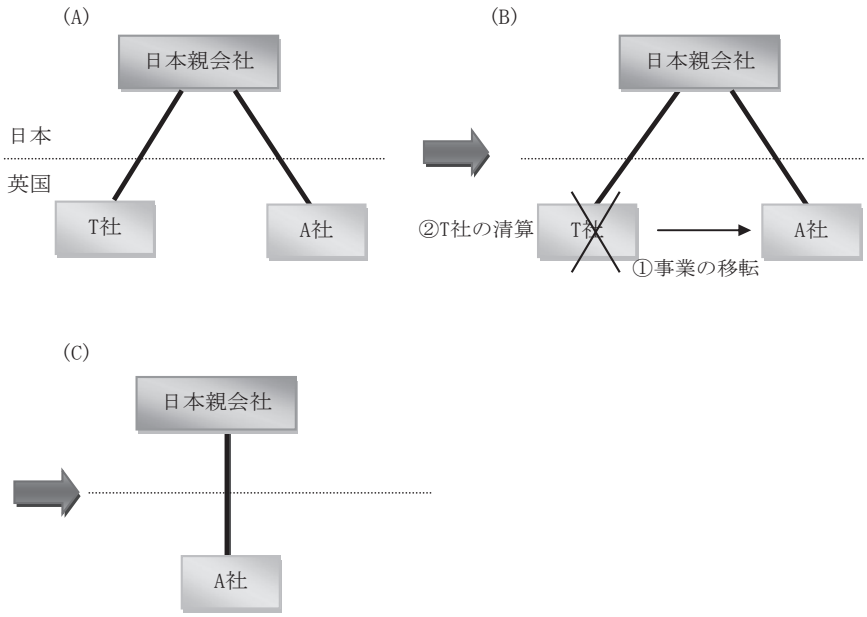

【事例】

まず，英国でどのような取引を想定したかをご説明いたします。**図４**を見ていただきたいと思います。

日本親会社が英国にＴ社，Ａ社という２社の100％子会社を持っているという想定をしています。このときにＴ社がその事業のすべてをＡ社に移転しまして，その後，Ｔ社は清算の上消滅するという形で（C）に至ります。このような取引が行われた場合に，日本の税務上どのように考えるべきか，ということについて検討いたしました。

総論のご説明にありましたとおり，日本の税務上，二つの会社の事業が一社に統合され一社が消滅する組織再編成を合併として取り扱うかは，まず，当該組織再編成が我が国における合併と同様の法的側面を有する合併であるかを検討し，これに該当しない場合においても，各国の法制の相違や法概念の多様性に鑑み，当事者の意図や実態を重視して判断することとしています。したがって，ポイントとなるのは英国で我が国の合併と同様の合併ができるのかどうか，合併の制度があるのかどうかという点について判断することが主要なポイントになってまいります。そういう中で英国は合併制度が存在する国と考えるべきなのかどうかということについて専門部会の方でいろいろ検討しまして，情報を集めて，何回も議論をいたしました。私たちの理解では，英国には合併制度は存在するものの，この手続きに従って「Merger」が行われることは稀であり，事例のような再編成は日本の事業譲渡と清算に類似する取引を組み合わせる形で実行されるのが通常である，という結論になりました。

報告書17頁の下のところに脚注12が付いております。イギリスにはPLCという会社とLimitedという２通りの会社形態（タイプ）があります。公開会社，上場している会社がPLCですが，上場会社同士が事業を統合するといった場合には「Merger」が行われることもあるということなのです。上場していない日本の親会社が通常子会社として保有しているよ

うな会社の場合はLimitedと呼ばれるタイプの会社です。Limitedであっても，「スキーム・オブ・アレンジメント」等に基づく「Merger」の利用可能性が全くないわけではないが，この手続きにはかなりの時間とコストがかかる等の理由から，実務上利用されていないのが実情である，という点が私たちの結論です。こういう状況の中で合併制度がないとまでは言い切れないのかもしれませんが，我が国の合併の制度とはかなりの違いがあるのではないかと考えて，それを前提に総論を当てはめまして検討しています。

今回の事例におけるT社，A社は，実務上「Merger」が利用されないタイプの会社であるという前提です。合併と同様の効果を得ることを目的として，個別資産の移転を行う「事業譲渡」と「清算」を一体的な行為として行うことをあらかじめ計画した上で，この再編成が実施された場合の取扱いを検討しています。なお，この場合に，英国税法上は，グループ内の組織再編成であるので，「スキーム・オブ・リコンストラクション」や「ノーゲイン・ノーロス・ルール」といった制度の利用によって，英国での課税なしでこのような再編成を行うことが可能である，と理解しています。

【検討】

さて，このような前提の中で総論部分を当てはめてどう考えるか。**報告書18頁**の中程の【検討】⑴にあるとおり，英国には「Merger」制度がないわけではないけれども，実務上利用されていないのが実情ということですので，我が国の合併法制とは少なからぬ違いがあるか，合併法制がないに等しいのではないかと考えられるということです。総論で述べましたとおり，実態基準の方を適用して考えるべきであるということにしております。

また，その実態基準については，総論の１．合併にあるとおり，①，②，③，④の４つの基準があります。本事例でこの要件を検討いたしますと，①と②については満たすということを前提にしています。②の部分が事業の全部の移転後，速やかに解散することということなのですが，これについては実務的に可能な範囲で，特に清算を延ばすということがなく，できるだけ可能な限り早く清算をするということであると考えています。③については，100％兄弟会社の再編成であるので，株式が交付されないことについて特別な事情が存すると考えます。④につきましては，先ほど総論の方でも説明がありましたとおり，手続きについては公的機関によるものとするのが望ましいのですが，実態基準ということを考えておりますので，①から③を一体として行う計画があることを前提として行われる株主総会の決議をもってこれに代わる手続きとすることも可能である，と考えております。ですから，この④のところが満たされるような手続きが行われた場合には，④も満たすということで，日本の税務上の合併として取り扱うことが考えられる，という結論になっています。

さらに**報告書19頁**の⑶にあるとおり，このほかに同様の再編成を実現する方法として，本事例では事業の移転の方法についてははっきり書いていませんが，移転の方法として現物出資を使う方法も考えられるのではないか，と考えております。T社がA社にその事業を現物出資して，A社株式を受け取り，その後，T社が清算して，日本親会社がA社株式を受け取るという一体的な行為によっても再編成が可能であるということです。このような場合についても，合併と同様に取り扱うことができると考えております。以上が英国の説明になります。

3. ドイツ

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの高島，山岸でございます。

それでは，ドイツ及びフランスについてお話しさせていただきます。まず，ドイツですが，

（図５）

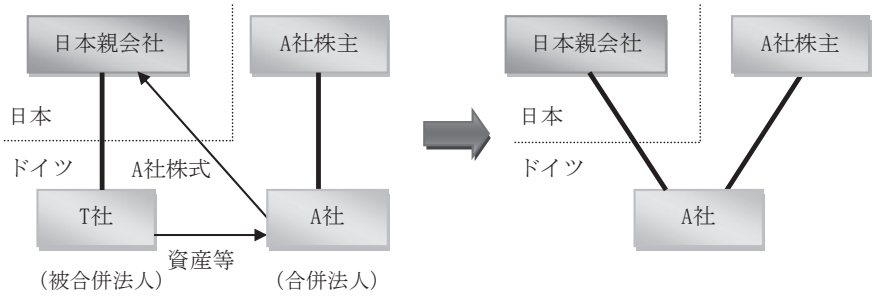

報告書20頁になります。

【事例】

日本親会社が，ドイツの会社法に基づき，ドイツ子会社Ｔ社を被合併法人，別のドイツ法人Ａ社を合併法人とする合併（Verschmelzung／Fusion）により，Ａ社株式の交付を受けることを想定しております（**図５**）。

【論点】

ここでの論点は，このようなドイツの会社法に基づく合併を行った場合に，日本の租税法上の合併として取り扱うことができるかということになります。

【検討】

ドイツにおける合併の概要についてみていきたいと思いますが，ドイツにおける合併は，日本の会社法における合併と類似した組織法行為であり，日本と同様に，吸収合併と新設合併の２種類が存在しております。法的効果としては，ドイツ会社法における合併では，合併法人は個別に資産移転手続きを経ることなく被合併法人の資産及び負債の全てが包括承継されることとされているとともに，被合併法人は，合併後，特別な清算手続を経ることなく自動的に消滅することとされております。合併に要する法的手続きといたしましては，合併法人及び被合併法人のいずれにおいても，原則として株主総会決議等が要求されております。

また，被合併法人の株主に交付される合併対価は，原則として合併法人株式とされていますが，交付される株式額面総額の10％を限度として合併対価として現金を交付することも認められているようです。ただし，現金以外の種類の合併対価はそもそも会社法上認められていないようです。

このようなドイツ会社法に基づく合併を日本の租税法上どのように取り扱うかですが，ドイツには合併法制が存在しておりますので，ドイツ会社法上の合併が日本における合併の本質的要素である包括承継と自動消滅という２つの要素を備えるものか否かがポイントとなってまいります。すなわち，総論部分で述べておりますように，まずＴ社の権利義務の全部が，Ａ社（存続会社又は新設会社）に，会社法等の法令の規定により，（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること，そして，Ｔ社は，同じく会社法等の法令の規定により，清算手続を経ることなく自動的に消滅すること，という２要件を充足するかということが重要となります。この点，すでに申し上げたとおり，ドイツ会社法に基づく合併は，被合併法人の資産及び負債のすべてが合併法人に包括承継され，かつ被合併法人が清算手続を経ることなく自動

的に消滅することから，当該２つの要素を備えていると考えられます。

【結論】

したがいまして，ドイツの会社法に基づく合併は，日本の租税法上の合併として取り扱って差し支えないものと考えられます。

なお，**報告書21頁**の末尾に記載しております（参考）の箇所ですが，ここでは，ドイツの消滅分割の取扱いについて簡単に触れております。

具体的には，総論部分で申し上げたとおり，日本の会社法における分割の本質的要素の１つとして「T 社は，別途解散・清算の手続が執られない限り，自動的には消滅しないこと」が挙げられております。この要件をドイツ会社法上の「消滅分割」に当てはめると，分割法人の全ての資産・負債を２以上の会社に包括承継させた上で分割法人が自動的に消滅するため，我が国租税法上の分割には該当しないという問題が生じてしまいます。

一方，このような消滅分割は，包括承継と自動消滅という合併の本質的要素を充足しているとも考えられます。合併の概念は，典型的には，２つの法人が１つの法人となる場合を想定するものであって，１つの法人が２つの法人に分かれるドイツ会社法上の消滅分割を合併として整理することについては違和感がないわけではないですが，外国法制において分割として整理されている組織再編行為であっても，我が国租税法上の合併の本質的要素を充足しているのであれば，これを合併として取り扱う余地もあるのではないかと考えられるところです。そういう意味では，このような消滅分割は，分割と合併の双方の要素を有するのであるから，そのいずれにも該当しないと否定されるものではないと思われます。ただし，実際にこういった事例が生ずるようであれば，取扱いについて課税当局に対して事前に相談することをお勧めします。以上がドイツの説明になります。

4. フランス

続きまして，フランスの会社法に基づく合併についてですが，**報告書22頁**をご覧下さい。

【事例】

ここでは，日本親会社が，フランスの会社法に基づき，フランス子会社 T 社を被合併法人，別のフランス法人 A 社を合併法人とする合併（Fusion）により，A 社株式の交付を受けることを想定しております（**図６**）。

【論点】

ここでの論点は，先ほどのドイツと同様に，

（**図６**）

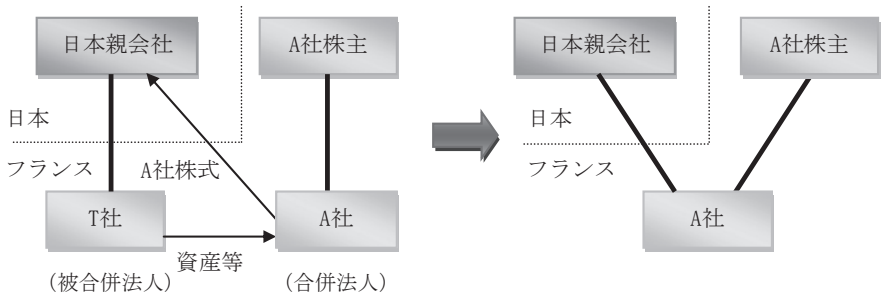

このようなフランスの会社法に基づく合併を行った場合に，日本の租税法上の合併として取り扱うことができるかということになります。

【検討】

まず，フランスにおける合併の概要についてみていきたいと思いますが，フランスにおける合併は，やはり日本の会社法における合併と類似した組織法行為であり，日本と同様に，吸収合併と新設合併の２種類が存在しております。法的効果としては，フランス会社法における合併では，合併法人は個別に資産移転手続きを経ることなく被合併法人の資産及び負債の全てが包括承継されることとされているとともに，被合併法人は，合併後，特別な清算手続を経ることなく自動的に消滅することとされております。合併に要する法的手続きといたしましては，合併契約書を株主総会における３分の２以上の多数決で承認することとされております。

このようなフランス会社法に基づく合併を日本の租税法上どのように取り扱うかですが，フランスには合併法制が存在しておりますので，フランス会社法上の合併が日本における合併の本質的要素である包括承継と自動消滅という２つの要素を備えるものか否かがポイントとなってまいります。すなわち，先ほども申し上げたように，まずＴ社の権利義務の全部が，Ａ社（存続会社又は新設会社）に，会社法等の法令の規定により，（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること，そして，Ｔ社は，同じく会社法等の法令の規定により，清算手続を経ることなく自動的に消滅すること，という２要件を充足するかということが重要となります。この点，フランス会社法に基づく合併も，ドイツにおける合併同様に，被合併法人の資産及び負債のすべてが合併法人に包括承継され，かつ，被合併法人が清算手続を経ることなく自動的に消滅することから，当該２つの要素を備えていると考えられます。

【結論】

したがいまして，フランスの会社法に基づく合併は，日本の租税法上の合併として取り扱って差し支えないものと考えられます。

なお，先ほどのドイツの場合と同様に，**報告書23頁**の末尾に記載しております（参考）で，フランスの消滅分割について触れております。フランスにおきましても，先ほどご紹介申し上げたドイツの消滅分割と同様の制度が存在しており，それについてはやはりご紹介申し上げたドイツの消滅分割と同様のことが当てはまりますのでご留意いただければと思います。以上がフランスの説明になります。

5. カ ナ ダ

KPMG 税理士法人の吉見，石原でございます。

それでは，カナダ及びシンガポールについて説明させていただきます。まず**報告書24頁**は，カナダの Amalgamation になります。

【事例】

事例といたしまして，ここではＴ社，T’社というカナダの法人がありまして，それぞれ日本の法人のＸ，Ｙに100％保有されている状態を想定しております。このＴ社とT’社がAmalgamation によって統合してＡ社になるという前提です（次頁の**図７**）。

【論点】

カナダの会社法に基づく Amalgamation を日本の租税法上の合併として取り扱うことができるかということになります。

【検討】

カナダ会社法上の Amalgamation の概要についてご説明します。まず定義ですが，カナダの会社法上 Amalgamation というのは，２つ

（図７）

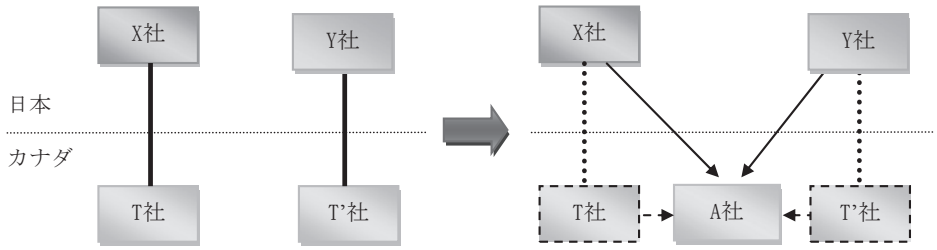

以上の法人を１つの新設法人に統合する取引をいいます。それぞれＴ社，T’社はAmalgamation後も存続いたします。ただ，事業活動上及び会社法上はその２社があたかも１つの法人（A社）であるかのように見なされるということになっております。

また，カナダ会社法上のAmalgamationの効果ですけれども，**報告書25頁**の【検討】⑴②に幾つか典型的なものを挙げさせていただいております。Ｔ社及びT’社はAmalgamation後も消滅せず存続します。ただ，先ほど申し上げましたとおり，事業活動上及び会社法上は，あたかも１つの法人であるかのように見なされるということがあります。それから，AmalgamationにおいてはＴ社及びT’社からA社へ資産や負債が移転することはありません。ただ，法律上A社に帰属すると取り扱われます。

A社はＴ社，T’社が負っていた義務を負います。また，Ｔ社，T’社が起こした，あるいは起こされた民事，刑事，行政訴訟は，A社が起こした，又はA社に対して起こされたものとして継続します。Ｔ社，T’社に下された判決，命令等はA社に適用されます。それから，Ｔ社，T’社がもともと発行していた株式は，発行済株式数を調整し，A社株式となります。A社株式へ“convert”されるという言葉がカナダの会社法上，使われております。以上がカナダのAmalgamationの特徴となります。

これを日本の租税法上どう見るかという点なのですが，⑵をご覧下さい。総論のところで何度かお話がありました日本の合併の本質的要素である包括承継と自動消滅という要素を備えているか否かということがポイントになるかと思います。先ほどご説明申し上げたとおり，カナダ会社法上のAmalgamationにおいてはＴ社，T’社の資産・負債は移転しませんし，また，Ｔ社，T’社も消滅いたしません。したがいまして，一見，日本の会社法上の合併の本質的要素を備えていないというようにも思われます。

しかしながら，カナダの法律上Amalgamation後はＴ社，T’社の権利義務はすべてA社に帰属し，あたかも１つの法人であるかのようにA社が活動します。また，Ｔ社，T’社はAmalgamationで消滅はしないのですが，実際にA社から独立したものとして存在し得ないということを考えますと，実質的に包括承継や自動消滅と同様の効果が生じていると言えるのではないかと考えております。

【結論】

したがいまして，**報告書26頁**にあるとおり，結論としては，カナダの会社法のAmalgamationは日本の会社法の合併の本質的要素を事実上備えているものとして，日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当ではないかと考えております。

以上がカナダのAmalgamationの説明になります。

6. シンガポール

最後にシンガポールの会社法に基づく合併です。**報告書27頁**をご覧ください。

【事例】

シンガポール法人のＴ社，Ａ社がありまして，その株主が日本法人Ｘ社，Ｙ社であるということを想定しております。Ｔ社がＡ社に合併されるという前提です（**図８**）。

【論点】

シンガポールの会社法に基づく合併を日本の租税法上の合併として取り扱うことができるかということになります。

【検討】

シンガポールの会社法上の合併の概要についてご説明します。まず定義及び種類ですが，日本の会社法上，吸収合併と新設合併とが規定されているのと同様，シンガポールの会社法も吸収合併と新設合併の２つが認められております。

また，合併の効果といたしまして，日本の合併の場合，包括承継と自動消滅というものがあります。**報告書28頁**をご覧いただきますと，シンガポールの会社法上も被合併会社から合併会社に対してすべての権利義務関係が包括的に移転するということ及び被合併法人は清算手続きを経ずに消滅するということになります。

したがいまして，日本の租税法上の取扱いを考える上でシンガポールは極めて日本と類似した合併法制が存在していると言え，日本の合併の本質的要素の①包括承継と②自動消滅について検討いたしますと，先ほど申し上げたとおり，両方の性格を備えていると言えるかと思います。

【結論】

したがいまして，結論として，シンガポールの会社法に基づく合併は日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えております。以上がシンガポールの説明になります。
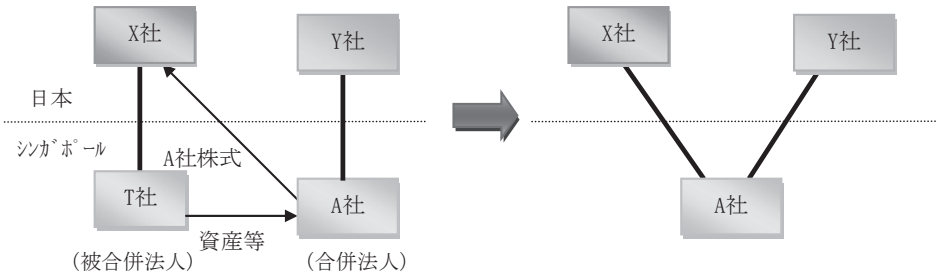
（**図８**）